

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年5月13日(水) 午前9時54分～午前10時22分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(11番) 北川 広人、 副議長(10番) 杉浦 辰夫、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 7番 長谷川広昌
9番 柳沢 英希、 13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和2年第3回臨時会について
(1) 議案の説明について

- (2) 会期及び会議日程について
- (3) 常任委員会委員の選任について
- (4) 議会運営委員会委員の選任について
- (5) 議会改革特別委員会委員の選任について
- (6) 衣浦衛生組合議会議員の選挙について
- (7) 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について
- (8) 閉会中の継続調査申出事件について

2 政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

3 令和2年度の議会運営改善事項について

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

それでは案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和2年第3回臨時会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。着座で結構です。

総務部長 お許しいただきましたので、着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、令和2年第3回臨時会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

案件といたしましては、同意1件、議案1件及び補正予算1件をお願いするものでございます。

初めに、議案書をお願いいたします。

同意第2号、監査委員の選任については、元議員選出監査委員、柳沢英希氏の辞職に伴い、小嶋克文氏を選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

議案第29号、高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、市長にあっては、給料月額の100分の20を、副市長及び教育長にあっては、給料月額の100

分の10を減額いたすものであります。

続きまして、議案第30号、令和2年度一般会計補正予算（第3回）につきまして、補正予算書の5ページをお願いいたします。

補正予算書の5ページでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億380万7,000円を追加し、補正後の予算総額を223億5,631万1,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

18ページの歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金及び14款2項2目民生費国庫補助金は、歳出で申し上げますが、生活困窮者自立支援事業の拡充及び子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に伴い、計上いたすものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項1目総務管理費の1 人事管理事業は、議案第29号に関連し、市長及び副市長の給料月額を減額いたすものであります。

3款1項8目生活援助費及び3款2項1目児童福祉総務費は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、5 生活困窮者自立支援事業では、住宅確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充を、6 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業では、児童手当を受給する世帯に対して、子育て世帯臨時特別給付金を支給するものであります。

3款2項3目家庭支援費の18 児童扶養手当臨時特別給付金支給事業は、これは市単独事業として、児童扶養手当を受給するひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給するものであります。

22ページをお願いいたします。

4款2項1目ごみ処理リサイクル推進費の3 ごみ処理事業は、昨年11月20日に発生したクリーンセンター衣浦、火災復旧工事の変更契約に伴い、分担金を増額いたすものであります。

10 款 1 項 2 目事務局費の 1 人事管理事業は、議案第 29 号に関連し、教育長の給料月額を減額いたすものであります。

10 款 5 項 2 目生涯学習機会提供費の 3 生涯学習施設管理運営事業は、旧大山会館の避難所機能等を維持していくための維持管理費を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席をお願いします。御苦労さまでした。

当局退席

(2) 会期及び会議日程について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説(事務局 副主幹) それでは、お手元に配付させていただいております、令和 2 年第 3 回臨時会の会期及び会議日程案をご覧いただきたいと思ひます。

前回から特に変更点はございませんが、市長提出の議案審議終了後に、日程追加で、正副議長の辞職及び選挙が予定されております。

よって、常任委員会委員の選任以降の日程は、新議長によって行われる予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおり、決めさせていただいてよ

ろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、案のとおり決定させていただきます。

- (3) 常任委員会委員の選任について
- (4) 議会運営委員会委員の選任について
- (5) 議会改革特別委員会委員の選任について
- (6) 衣浦衛生組合議会議員の選挙について
- (7) 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について

委員長 次に、(3) 常任委員会委員の選任についてから(7) 衣浦東部広域連合議会議員の選挙についてまでを、一括議題といたします。

お手元に、4月23日に開催されました各派会議において、仮決めさせていただきました各委員会委員等一覧表(案)を配付させていただいております。

初めに一覧表(案)の内容について、誤りがないかどうかをしっかりと御確認いただき、その上で変更があるかないか、順にお伺いしていきますので、よろしく願いいたします。

それでは少し時間をとりますので、内容を御確認ください。

委員長 それでよろしいですか。

それでは記載内容に誤りや変更がないか、お伺いいたします。

初めに、市政クラブさん、神谷直子委員。

意(2) これで結構でございます。

委員長 次に、公明党さん、小嶋克文委員。

意(14) はい、変更ございません。

委員長 次に、新政会さん、黒川美克委員。

意(8) これで結構です。

委員長 次に、共産党さん、内藤とし子委員。

意（15） これで結構です。

委員長 次に、青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） これで結構です。

委員長 次に、高志クラブさん、岡田公作議員。

意（5） これで結構です。

委員長 次に、高浜市民の会さん、倉田利奈議員。

意（16） こちらで結構です。

委員長 それでは、事務局にて確認をさせます。

説（事務局 副主幹） それでは御報告させていただきます。

総務建設委員会委員に、荒川義孝議員、神谷利盛議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、杉浦辰夫議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、倉田利奈議員。

以上8名です。

福祉文教委員会委員に、神谷直子議員、杉浦康憲議員、岡田公作議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、北川広人議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員。

以上8名です。

議会運営委員会委員に、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員。

以上6名です。

衣浦衛生組合議会議員に、神谷直子議員、岡田公作議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、内藤とし子議員。

以上5名です。

衣浦東部広域連合議会議員に、長谷川広昌議員、鈴木勝彦議員。

以上2名です。

議会改革特別委員会委員については、正副議長の選挙後、正副議長以外の14名の方を委員として指名させていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が報告しましたとおりですが、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

なお、それぞれの委員等については、本会議において、議長より指名または指名推選することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、それぞれの委員等については、本会議において、議長より指名または指名推選することとさせていただきます。

(8) 閉会中の継続調査申出事件について

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局 副主幹） 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件については、毎年5月の臨時会の議事日程に上げ、議決をお願いしているところですが、項目としては、地方自治法第109条第3項に規定されているとおり、一つ、議会の運営に関する事項、一つ、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、一つ、議長の諮問に関する事項。

以上3項目をお願いしたいと思います。

委員長 ただいま事務局が説明しました3項目を、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件として、臨時会の議事日程に上げ、議決することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

委員長 本件につきましては、本日開催しました各派会議において決定されておりますが、改正議案に賛成議員のみで、お手元に配付されている資料のとおり、5月20日の臨時会に提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

なお、改正議案の提出者は、私、鈴木勝彦。賛成者に、正副議長除いた全ての賛成議員の署名をお願いいたします。

また、本件の取り扱いについてですが、5月20日の臨時会において、議員提案を日程に追加し、全体審議ということで御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

3 令和2年度の議会運営改善事項について

委員長 前回の議会運営委員会において、別紙のとおり、令和2年度の議会運営改善事項案について協議され、②の庁舎移転に伴う改正、③の常任委員会の座席の変更については、全会一致で賛成となりましたが、①の議会運営に関する申し合わせ事項の変更については、意見が一致しませんでしたので、再度、協議することになっております。

初めに、①の議会運営に関する申し合わせ事項の変更について、4 一般質問について、各会派の御意見をお伺いします。

初めに、市政クラブさん、神谷直子委員。

意（2） この改正案で結構でございます。よろしく願いいたします。

委員長 次に、公明党さん、小嶋克文委員。

意（14） この改正案で賛成いたします。

委員長 次に、新政会さん、黒川美克委員。

意（8） これでいいです。

委員長 次に、共産党さん、内藤とし子委員。

意（15） 私のほうは、この改正案ではなく、従来どおりでお願いします。

委員長 反対ということですね。

次に、青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） この案で結構です。

委員長 次に、高志クラブさん、岡田公作議員。

意（5） この改正案でお願いします。

委員長 次に、高浜市民の会、倉田利奈議員。

意（16） 前日も申し上げたかと思うんですけど、他市の状況を見ますと、これでいくと高浜市のみが1日しか、通告書は受け付けられないということになります。

なので、せめて、今までどおりでやっていかないと、議員活動の制限をされているということで、変更は認められません。以上です。

説（事務局長） ただいま、高浜市だけかと言われましたけど、他の市にも1日だけというところがあるはずですので。

委員長 よろしいですか。

ただいま、各会派より御意見を伺いました。

このまま協議を続けても意見の一致が見られないため、採決をとらせていただきます。

採決の内容は、議会運営に関する申し合わせ事項の4（1）を変更し、一般質問通告の受付は、告示日の翌日午前8時30分より午後5時までとするか否かについてであります。

挙手は1人1回のみで、オブザーバーの委員の方は挙手しないでください。

それでは、ただいまから採決します。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議会運営に関する申し合わせ事項の4（1）を変更することに賛成委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。

よって、議会運営に関する申し合わせ事項4（1）を変更し、一般質問通告書の受付は、告示日の翌日午前8時30分より午後5時までとすることに決定いたしました。

次に、6 討論について、各会派の御意見をお伺いします。

初めに、市政クラブさん。

意（2） これ、前回のときに共産党さんの意向も考慮して、前々日の午後5時の締め切りではなく、前日の午前中12時まで譲歩いたしますので、その案でよろしく願いいたします。

委員長 前はですね。前日までだったやつを、正午までということですね。

ただいま、神谷直子委員より、討論通告の締め切りを前日の正午までとしてはどうかとの提案がありました。

この件も含めて、各会派の御意見を伺いたいと思います。

それでは、公明党さん、小嶋克文委員。

意（14） 今の市政クラブの案がありますが、これに賛成いたします。

委員長 次に、新政会さん、黒川美克委員。

意（8） この案で結構です。

委員長 次に、共産党さん、内藤とし子委員。

意（15） 私どもは、前日の午後3時までとしていただきたいと思います。

委員長 次に、青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） この正午までの案で結構です。

委員長 次に、高志クラブさん、岡田公作議員。

意（5） 市政クラブの案に賛成します。

委員長 次に、高浜市民の会さん、倉田利奈議員。

意（16） 前日の午後3時まででお願いします。

委員長 ただいま各会派の御意見を伺いました。市政クラブの御意見をお願いいたします。

意（2） 前日も議長から発言がありましたように、書類作成から決裁までは時間がかかるので、ぜひ午前中まででお願いしたいと思います。

私どもは、本当は前々日の午後5時までという案でしたが、この午前中までという案で妥協していますので、ぜひそちらも歩み寄っていただきたいと。

よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、市政クラブさんから、討論の通告締め切りを前日の正午までとする意見が出されました。

各会派の意見と合わせると、討論の通告の締め切り日を前日の正午までに変更することの御意見がまとまりませんでした。

意見の一致が見られませんでしたので、採決をとらせていただきます。

採決の内容は、議会運営に関する申し合わせ事項の6（1）を変更し、討論通告書の締め切りを、討論をしようとする議案等採決の日の会議前日の正午までとするか否かについてであります。

挙手は1人1回のみで、オブザーバーの委員の方は挙手しないでください。

それではただいまから採決します。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議会運営に関する申し合わせ事項6（1）を変更することに賛成委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。

よって、議会運営に関する申し合わせ事項6（1）を変更し、討論については、討論をしようとする議案等採決の日の、会議前日の正午までに、議長に

討論通告書を提出することに決定いたしました。

次に、9 委員会の公開（傍聴）について、各会派の御意見をお伺いします。

初めに、市政クラブさん、神谷直子委員。

意（2） こちら、会議公開の原則は、本会議のことを言うのであり、常任委員会の会議においては、必ずしも委員会に適用されるものでなく、委員会を原則公開とする規定ではないですが、委員会傍聴の希望者は委員長の許可を得て、傍聴の取り扱いをすることは差し支えないとされていることから、この高浜市議会の委員会では、委員会の傍聴は委員長の許可をすることが必要だと考えますので、改正案の通りでよろしく願いいたします。

委員長 次に、公明党さん、小嶋克文委員。

意（14） この改正案で結構です。

委員長 次に、新政会さん、黒川美克委員。

意（8） これで結構です。

委員長 次に、共産党さん、内藤とし子委員。

意（15） これで結構です。

委員長 次に、青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） この案で結構です。

委員長 次に、高志クラブさん、岡田公作議員。

意（5） 改正案で結構です。

委員長 次に、高浜市民の会さん、倉田利奈議員。

意（16） 許可の部分においては、私の中では削除をしていただきたいという希望があるんですが、このまま残したとしてもですね、例えば、碧南とか西尾では、本会議と同じように、住所とか氏名とかの傍聴の申し出のカードを書けば、そのまま、途中退室、それから、途中入場も構わず自由に傍聴できるとなっております。

刈谷市においては、特にそういうカードもなく、自由に傍聴ができるということで、高浜市の場合は、高浜自治基本条例において、やはり開かれた議会を目指すのであれば、これを残すのであっても、特に議事を途中でとめることなくスムーズな議事運営をするためにも、やはり傍聴の本会議と同様に、自由に

傍聴ができる環境づくりをお願いしたいと思います。

委員長 委員の皆様方全員の賛成をいただいておりますので、賛成を得たということによろしいでしょうか。

「いいです。」と発声するものあり。

委員長 はい。

4 その他

委員長 初めに、先ほど各派会議において決定しております、議長からの提案がありました。

議場での飲食について、資料のとおり、議会運営に関する申し合わせ事項に追加とすることに異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、議会運営に関する申し合わせ事項に、13 議場での飲食についての資料のとおり、追加することに決定いたしました。

次に、事務局より発言を求められておりますので、これを許可します。

説（事務局 副主幹） 臨時会当日に予定されております、正副議長の選挙において、議場の閉鎖を時間の短縮の理由から、昨年度と同様、傍聴者入口以外の2カ所を閉鎖するということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

委員長 ただいま事務局から提案がありました。正副議長選挙における議場の閉鎖について、昨年度と同様、傍聴者出入口以外の2カ所を閉鎖することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

皆さん方から何かありましたらお願いいたします。

意（11 議長） 議場での飲食につきましては、ご配慮いただきましてありがとうございます。

この適用をですね、5月20日の臨時会からという形でさせていただきたいと思えます。申し合わせ事項ですので。

それにつきましては、当局のほうに議会事務局を通じて、当局も同等の扱いでということをお話をさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

お願いします。

委員長 はい、ほかに。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時22分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長